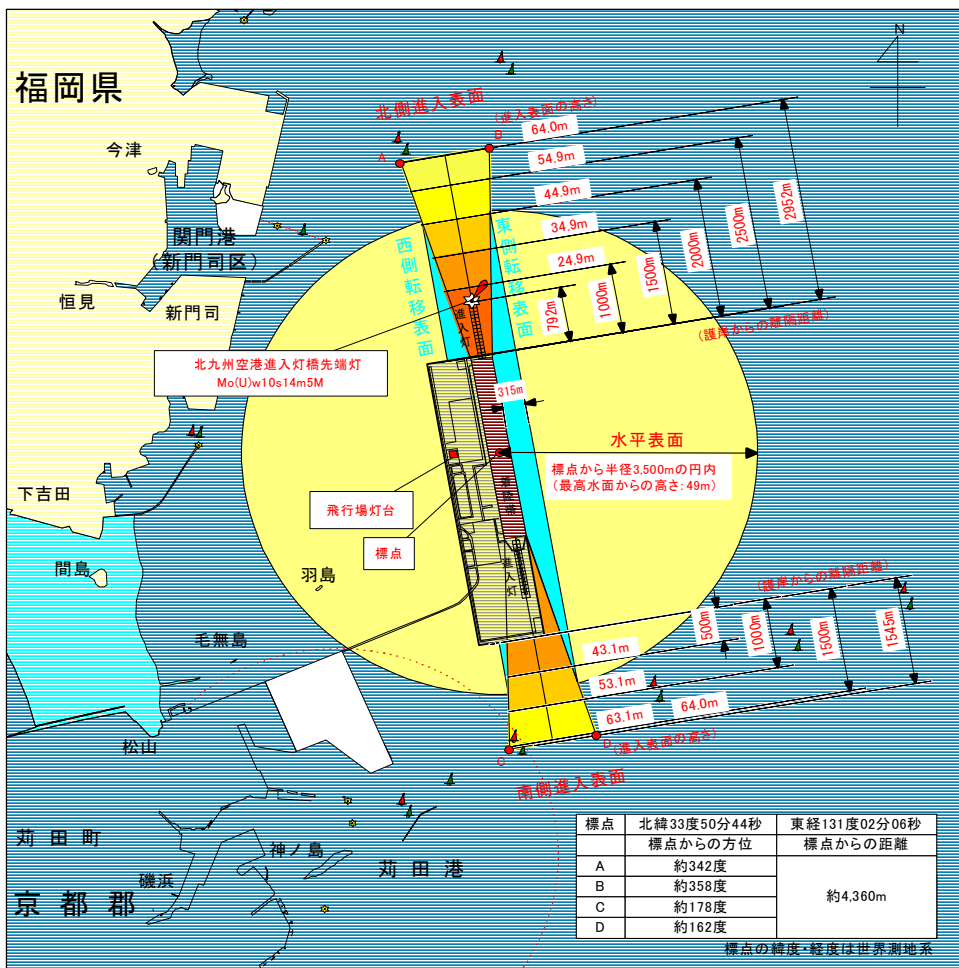


北九州空港周辺海域

航行船舶へのお知らせ

空港島周辺海域には航空法に基づき航空機の安全な離発着に必要な制限表面が図の通り設定されています。

航空機と航行船舶の安全運航確保のため、空港島付近海域を航行する船舶は、図記載の空港島護岸からの距離と制限表面の高さの関係を目安に、マストなど船舶の高さが、制限表面の高さを超えて航行及び停泊することのないようご協力をお願いいたします。

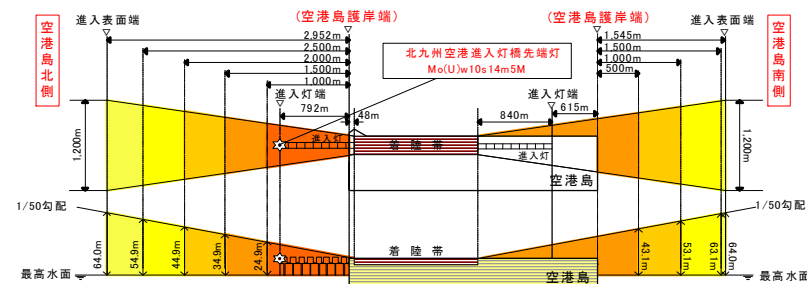


航空法第49条の規定により、物件は制限表面（進入表面、転移表面、水平表面）を突出してはならないことになっておりますので、左図対象区域内において、制限表面を超える船舶は停泊することができません。

《航空法にもとづく制限表面》

■進入表面

護岸との距離	進入表面の高さ	
	空港島北側	空港島南側
500m	—	43.1m
1,000m	24.9m	53.1m
1,500m	34.9m	63.1m
2,000m	44.9m	—
2,500m	54.9m	—
進入表面端 (空港島北側：2,952m) (空港島南側：1,545m)	64.0m	64.0m



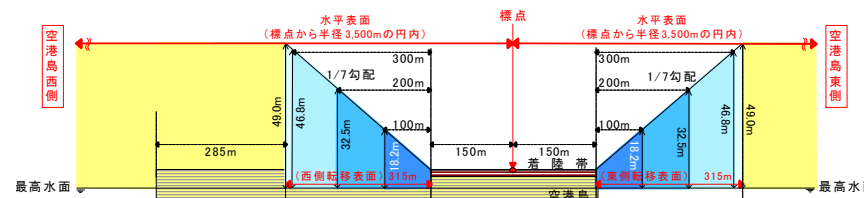
■転移表面・水平表面

【転移表面】

護岸との距離	転移表面の高さ	
	空港島西側	空港島東側
100m	18.2m	—
200m	32.5m	—
300m	46.8m	—
転移表面端 (315m)	49.0m	—

【水平表面】

標点から半径3,500mの円内



※制限表面の高さは最高水面からの高さを示しています。
※本制限は航空機の離発着にかかわらず24時間対象となります。